

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 株式会社誠華
法人番号: 1240001047866
住所: 広島県東広島市志和町志和堀3246番地6
- 指名停止措置期間: 令和3年10月25日から令和4年1月24日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 中国地方測量部管内
- 事実概要:

株式会社誠華の元代表取締役は、広島県東広島市発注の道路や河川の維持修繕業務を巡り、同社が下請けに入れるよう便宜を求める見返りとして同市職員に対して令和3年4月21日ごろ、現金50万円を供与したとして、令和3年9月27日に贈賄の容疑で広島県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社誠華の代表役員の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号イ(贈賄)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要件	期間
1~2 略	略
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヶ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)